

構造改革特別区域計画変更(地産地消の食育による安心子育て特区)新旧対照表

変更前	変更後
<p>(略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>田原市は、愛知県の南端に位置する渥美半島のほぼ全域を市域とし、北は三河湾、南は太平洋、西は伊勢湾と三方を海に囲まれ、東西約30km、南北約5～10kmで、面積188.81km²、人口66,634人(平成20年3月末現在)の市である。</p> <p>(略)</p> <p>市内の臨海工業用地には、輸送機械製造業を中心に60を超える企業が立地し、全国17位、県内3位(17年)の製造品出荷額等となっている。(略)</p> <p>市内の就学前児童の施設は、市立保育所が21園、私立幼稚園が2園あり、平成20年4月1日現在で、保育所に1,651人(定員2,010人)、幼稚園に約329人(定員409人)が通っており、保育所では、一時保育、障害児保育などの特別保育を実施し、保育の充実を図っている。</p> <p>本市は平成15年8月に田原町が赤羽根町を編入合併し、その後、平成17年10月に渥美町を編入合併して現在の市域となったため、旧3町の格差は正や行政サービスの統一が重要な課題となっている。</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>近年の社会構造の変化により女性の社会進出が進んだことから、家庭の養育機能の低下が指摘され、その一つとして児童の食習慣の乱れが危惧されている。こうしたことから、家庭の養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要がある。一方、地方自治体の限られた財源を効率的に活用し、多様なニーズに対応する保育所運営が求められている。このため保育所の統廃合に取り組み、5園を休園、1園を新設して保育所数を21園とした。さらに「田原市学校給食センター(以下「給食センター」と記載)」の活用による保育所運営の合理化、効率化に取り組む計画である。</p> <p>大型調理施設である給食センターからの給食搬入は、単一調理機関による維持管理経費の節減、食材の一元購入による購入経費の節減に加えて、調理員の確保が困難な保育所への給食提供も可能である。こうして節減した財源により、一時保育をはじめ障害児保育、早朝保育、長時間保育、乳児保育など多様な保育需要に対応することができる。さらに、食育基本法の趣旨を踏まえ、就学前から中学校までの一貫した食育に取り組むことができる。</p> <p>給食センターでは、地域の生産物であるキャベツ、ブロッコリー、チンゲンサイなどを使った給食や郷土料理を提供することから、地産地消を促進するとともに、乳幼児期から地域の食材に馴染み、地域に対する誇りや愛着を育むことができる。</p> <p>また、給食センターによる一元調理は、衛生的で安全性の高い給食を提供することから、子供を預ける養育者の安心を高めることができる。さらに、給食センターは、卵、小麦粉、乳製品をはじめとしたアレルギー児童の除去食にも対応することができる。</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>① 給食センターからの給食外部搬入方式による公立保育所の合理化を進め、多様な保育ニーズに対応した保育を実現する。</p> <p>② 保育所や小中学校、学校給食センター等が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の定着と健やかな成長に資する。</p> <p>(略)</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p>	<p>(略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>田原市は、愛知県の南端に位置する渥美半島のほぼ全域を市域とし、北は三河湾、南は太平洋、西は伊勢湾と三方を海に囲まれ、東西約30km、南北約5～10kmで、面積188.81km²、人口65,273人(平成25年12月末現在)の市である。</p> <p>(略)</p> <p>市内の臨海工業用地には、輸送機械製造業を中心に60を超える企業が立地し、全国29位、県内4位(21年)の製造品出荷額等となっている。(略)</p> <p>市内の就学前児童の施設は、市立保育所が21園、私立幼稚園が2園あり、平成25年12月1日現在で、保育所に1,660人(定員2,070人)、幼稚園に約350人(定員345人)が通っており、保育所では、一時保育、障害児保育などの特別保育を実施し、保育の充実を図っている。</p> <p>本市は平成15年8月に田原町が赤羽根町を編入合併し、その後、平成17年10月に渥美町を編入合併して現在の市域となった。</p> <p>長引く景気の低迷は、本市の行財政運営にも大きな影響を与え、平成23年3月の東日本大震災以降は、人々の価値観もこれまでの経済的な満足度のみでなく、より精神的な部分として「こころの満足度」が重視される方向へと変化してきている。</p> <p>こうした社会的背景や今後予想される行政課題等に対するためには、自らが有する経営資源を最大限有効に活用して、「市民と協働」による取組を一層推進することが重要な課題となっている。</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>近年の社会構造の変化により女性の社会進出が進んだことから、家庭の養育機能の低下が指摘され、その一つとして児童の食習慣の乱れが危惧されている。こうしたことから、家庭の養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要がある。一方、地方自治体の限られた財源を効率的に活用し、多様なニーズに対応する保育所運営が求められている。このため保育所の統廃合と民営化に取り組み、5園を休園、1園を新設して公立保育所数を21園とし、さらに公立保育所1園を平成26年4月1日に民営化することで公立保育所数は20園となる。</p> <p>現在、「田原市学校給食センター(以下「給食センター」と記載)」では、市内25施設(小中学校12校、保育園13園)に給食を提供しており、さらに市内全小中学校、保育園、幼稚園への給食提供を可能とするため、PFI方式により、整備・運営に民間経営のノウハウを導入することで、保護者の方が試食できる開かれた施設、バイキング給食などの多彩なメニュー、全国最大級のオール電化システム等、先進的な取り組みを行い、1日当たり9,000食が調理可能な新しい給食センター(以下「新給食センター」と記載)の建設を進めている。平成26年4月1日から市内49施設(小中学校27校、保育園21園(内、私立3歳以上1園含む)、私立幼稚園1園)に新給食センターから給食提供を行い、この新給食センターの活用により、公立保育所運営の合理化、効率化に一層取り組む計画である。</p> <p>大型調理施設である新給食センターからの給食搬入は、単一調理機関による維持管理経費の節減、食材の一元購入による購入経費の節減に加えて、調理員の確保が困難な市内全保育所への給食提供も可能である。こうして節減した財源により、一時保育をはじめ障害児保育、早朝保育、長時間保育、乳児保育など多様な保育需要に対応することができる。さらに、食育基本法の趣旨を踏まえ、就学前から中学校までの一貫した食育に取り組むことができる。</p> <p>新給食センターでは、地域の生産物であるキャベツ、ブロッコリー、チンゲンサイなどを使った給食や郷土料理を提供することから、地産地消を促進するとともに、乳幼児期から地域の食材に馴染み、地域に対する誇りや愛着を育むことができる。</p> <p>また、新給食センターによる一元調理は、衛生的で安全性の高い給食を提供することから、子供を預ける養育者の安心を高めることができる。さらに、新給食センターは、卵、小麦粉、乳製品をはじめとしたアレルギー児童の除去食にも対応することができる。</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>① 新給食センターからの給食外部搬入方式による公立保育所の合理化を進め、多様な保育ニーズに対応した保育を実現する。</p> <p>② 保育所や幼稚園、小中学校、新給食センター等が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の定着と健やかな成長に資する。</p> <p>(略)</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p>

① 給食センターが一元購入し、調理することで、材料費、人件費、光熱水道費等、給食の調理に係る経費を節減し、こうして節減された財源により多様なニーズに対応する保育所の運営を実現する。

② 衛生的で安全性の高い設備が整った給食センターで調理された給食を提供することにより、養育者が安心して子どもを預けられる子育て環境を整え、仕事と子育ての両立支援に資する。

(略)

別紙

(略)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

田原市内の公立保育所
第一保育園、野田保育園、六連保育園、南部保育園、東部保育園、加治保育園、中部保育園、北部保育園、神戸保育園、大草保育園、漆田保育園、山北保育園、伊良湖岬保育園（以上 13園）

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

市立保育所の給食は、学校給食センターで調理して搬入する外部搬入方式とする。保育所の調理員は、給食センターと保育所に配置することで、年齢に応じた給食の提供にも柔軟に対応する。

給食センターには、園児用の調理用器具類・食器、配送用の保温食缶等を適宜補充するものとし、消毒等については、学校給食と同様に消毒し、洗浄保管する。

5 当該規制の特例措置の内容

① 市立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」における留意事項を遵守する。

各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりであるが、各保育所とも、所要の再加熱や冷蔵・冷凍、配膳を行う。

また、体調不良児への対応については、保育所内に配置する職員、保育士、栄養士等が協議し、供給量の調整、主食を柔らかくする刻み食など、園児に合わせて対応する。

【各保育所調理室の状況】

保育所名	調理室面積	加熱設備	保存設備		配膳設備	
		ガス・ガス	冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	食器消毒保管庫
第一保育園	23.40㎡	2口	1台	3台	5台	1台
野田保育園	22.50㎡	2口	2台	1台	2台	1台
六連保育園	38.60㎡	2口	2台	1台	2台	1台
南部保育園	22.45㎡	2口	2台	1台	1台	1台
東部保育園	29.16㎡	2口	2台	1台	2台	1台
加治保育園	30.24㎡	2口	1台	1台	1台	1台
中部保育園	62.40㎡	2口	3台	1台	3台	1台
北部保育園	38.48㎡	3口	2台	1台	1台	1台
神戸保育園	35.91㎡	2口	2台	1台	3台	1台
大草保育園	32.34㎡	2口	1台	1台	2台	1台
<u>漆田保育園</u>	<u>34.07㎡</u>	<u>2口（電磁）</u>	<u>2台</u>	<u>1台</u>	<u>4台</u>	<u>1台</u>
山北保育園	29.04㎡	2口	2台	1台	1台	1台
伊良湖岬保育園	25.50㎡	2口（電磁）	1台	1台	4台	1台

② 外部搬入方式による給食は、年齢に応じて大きさや量などを工夫して提供する。3歳未満児については、栄養士の指示により柔らかくしたり、刻み食としたりして提供する。離乳食は、保育所の調理室で調理したものを提供する。3歳未満児について、回数、時機は、従来から保育所で行われている給食と同様の形態を取る。給食センターからの外部搬入の契約については、原則は保育所と給食センターとの間で契約を締結することが要件だが、市立学校給食センターから市立保育所への搬入であり、契約という行為に馴染まない。このため、市長と教育長との間で覚書を締結することとする。また、指導保育士が献立委員会に参画することにより、保育所の給食への要望を伝える。

③ (略)

調理方式は、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。また、配送ルートを選定と食缶の保温能力の検証結果から、給食運搬車を4台とし、2時間以内の喫食（給食が出来上がる時間から児童が食べ始めるまでの時間）を実現する。

① 新給食センターでは、市が食材を一元購入し、憊田原学校給食サービスが一元調理することで、材料費、人件費、光熱水道費等、給食の調理に係る経費を節減し、こうして節減された財源により多様なニーズに対応する保育所の運営を実現する。

② 衛生的で安全性の高い設備が整った新給食センターで調理された給食を提供することにより、養育者が安心して子どもを預けられる子育て環境を整え、仕事と子育ての両立支援に資する。

(略)

別紙

(略)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

田原市内の公立保育所
第一保育園、野田保育園、六連保育園、南部保育園、東部保育園、加治保育園、中部保育園、北部保育園、神戸保育園、大草保育園、山北保育園、高松保育園、赤羽根保育園、若戸保育園、泉保育園、清田保育園、福江保育園、中山保育園、小中山保育園、伊良湖岬保育園（以上 20園）

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

平成26年4月1日

4 特定事業の内容

市立保育所の給食は、新給食センターで調理して搬入する外部搬入方式とする。保育所の調理員は、新給食センターと保育所に配置することで、年齢に応じた給食の提供にも柔軟に対応する。

新給食センターには、園児用の調理用器具類・食器、配送用の保温食缶等を適宜補充するものとし、消毒等については、学校給食と同様に消毒し、洗浄保管する。

5 当該規制の特例措置の内容

① 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「保育所における給食の提供ガイドライン」を踏まえて取り組むとともに、「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付け雇児発0601第4号）」における外部搬入実施にあたっての留意事項を遵守する。

各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりであるが、各保育所とも、所要の再加熱や冷蔵・冷凍、配膳を行う。

また、体調不良児への対応については、保育所内に配置する職員、保育士、栄養士等が協議し、供給量の調整、主食を柔らかくする刻み食など、園児に合わせて対応する。

【各保育所調理室の状況】

保育所名	調理室面積	加熱設備	保存設備		配膳設備	
		ガス・ガス	冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	食器消毒保管庫
第一保育園	23.40㎡	2口	1台	3台	5台	1台
野田保育園	22.50㎡	2口	2台	1台	2台	1台
六連保育園	38.60㎡	2口	2台	1台	2台	1台
南部保育園	22.45㎡	2口	2台	1台	1台	1台
東部保育園	29.16㎡	2口	2台	1台	2台	1台
加治保育園	30.24㎡	2口	1台	1台	1台	1台
中部保育園	62.40㎡	2口	3台	1台	3台	1台
北部保育園	38.48㎡	3口	2台	1台	1台	1台
神戸保育園	35.91㎡	2口	2台	1台	3台	1台
大草保育園	32.34㎡	2口	1台	1台	2台	1台
山北保育園	29.04㎡	2口	2台	1台	1台	1台
<u>高松保育園</u>	<u>39.44㎡</u>	<u>2口</u>	<u>1台</u>	<u>1台</u>	<u>2台</u>	<u>1台</u>
<u>赤羽根保育園</u>	<u>40.93㎡</u>	<u>2口</u>	<u>1台</u>	<u>1台</u>	<u>3台</u>	<u>1台</u>
<u>若戸保育園</u>	<u>38.48㎡</u>	<u>2口</u>	<u>1台</u>	<u>1台</u>	<u>3台</u>	<u>1台</u>
泉保育園	66.60㎡	3口	2台	1台	3台	1台
清田保育園	51.00㎡	3口	1台	1台	3台	1台
福江保育園	67.00㎡	3口	3台	1台	5台	1台
中山保育園	46.30㎡	4口	3台	2台	2台	1台
小中山保育園	60.20㎡	2口	1台	1台	4台	1台
伊良湖岬保育園	25.50㎡	2口（電磁）	1台	1台	4台	1台

② 外部搬入方式による給食は、年齢に応じて大きさや量などを工夫して提供する。3歳未満児については、栄養士の指示により柔らかくしたり、刻み食としたりして提供する。離乳食は、保育所の調理室で調理したものを提供する。3歳未満児について、回数、時機は、従来から保育所で行われている給食と同様の形態を取る。新給食センターからの外部搬入の契約については、原則は保育所と新給食センターとの間で契約を締結することが要件だが、PFI方式での建設、調理であっても、献立、食材発注は市が直接行い、市立学校給食センターから市立保育所への搬入であり、契約という行為に馴染まない。このため、市長と教育長との間で覚書を締結することとする。また、新給食センターとなっても指導保育士が献立委員会に参画することにより、保育所の給食への要望を伝える。

③ (略)

調理方式は、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。また、これまでの給食センターからの配送ルートの選定と食缶の保温能力の検証結果から、小中学校、私立保育園、私立幼稚園への給食との混載配送により給食運搬車は総数で14台とし、2時間以内の喫食（給食が出来上がる時間から児童が食べ始めるまでの時間）を実現する。

【給食の配送計画】

1号車	2号車	3号車	4号車
センター 10:20	センター 10:20	センター 10:20	センター 10:20
加治保 10:23	漆田保 10:26	中部保 10:26	南部保 10:29
大草保 10:30	東部保 10:32	第一保 10:31	野田保 10:36
神戸保 10:37	六連保 10:42	山北保 10:39	伊良湖岬保
センター 10:45	センター 11:00	北部保 10:45	11:00
		センター 11:00	センター 11:30

(記載注) センター：給食センター ○○○保：○○○保育園

(略)

⑦ 給食センターに対する市民の理解を深めてもらうため、「給食だより」を発行するとともに、ケーブルテレビやインターネットにより情報提供する。また、給食センターの試食会や施設見学を行う「市政ぴーあーる講座」を開催し、給食センターが「食に関する学びの場」として認識されるよう努める。

附 則

この計画は、平成26年4月1日から施行する。

【給食の配送計画】

1号車	2号車	3号車	4号車	5号車
センター10:00	センター 9:45	センター 9:45	センター 9:45	センター 9:45
野田保 10:14	北部保 10:21	山北保 10:15	伊良湖岬保	清田保 10:24
南部保 10:30	加治保 10:31	第一保 10:30	10:11	泉 保 10:36
神戸保 10:46	大草保 10:44	(漆田保)10:41	若戸保 10:27	センター10:53
東部保 11:02	センター10:52	センター10:58	センター10:36	
センター11:20				

6号車	7号車	9号車	11号車	13号車
センター10:00	センター10:00	センター10:00	センター10:15	センター10:00
赤羽根保10:11	六連保 10:22	小中山 10:36	中部保 10:41	福江保 10:36
(蔵王幼)10:44	高松保 10:44	中山 10:48	センター11:01	センター10:56
センター11:07	センター10:48	センター11:13		

(記載注) センター：新給食センター ○○○保：○○○保育園

(○○幼)：(○○幼稚園)

(○○保) 私立保育所に3歳以上児給食のみ配送

8号車、10号車、12号車、14号車は小中学校のみ配送

(略)

⑦ **新**給食センターに対する市民の理解を深めてもらうため、「給食だより」を発行するとともに、ケーブルテレビやインターネットにより情報提供する。また、**新**給食センターの試食会や施設見学を行う「市政ぴーあーる講座」を開催し、**新**給食センターが「食に関する学びの場」として認識されるよう努める。